

群馬大学共同利用設備統括センター共同利用設備統括推進室細則

平成28. 7. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この細則は、群馬大学共同利用設備統括センター設置規程（以下「規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、群馬大学共同利用設備統括センター共同利用設備統括推進室（以下「推進室」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 規程第3条第3項に規定する共同利用施設（以下「共同利用施設」という。）の設備共同利用に関する活動に対し、指導・支援すること。
- (2) 共同利用施設の共同利用設備の学内外での利用拡大に向けた啓発活動に関すること。
- (3) 外部機関との連携体制の構築及び運営に関すること。
- (4) 分析機器取扱いの教育に関すること。
- (5) 外部依頼分析に関すること。
- (6) その他推進室の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 推進室に、次の各号に掲げる部を置く。

- (1) 教育・人材育成部
- (2) 外部依頼分析部

2 前項に規定する部に関し必要な事項は、別に定める。

(職 員)

第4条 推進室に、室長を置く。

(室 長)

第5条 室長は、研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター長をもって充てる。

2 室長は推進室の業務を掌理する。

(事 務)

第6条 推進室の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、群馬大学共同利用設備統括センター会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。